

## 容器包装の3Rを進める全国ネットワーク連続学習会 第2回開催報告

- 【日時】 2009年10月5日(月) pm2:00~4:30  
【場所】 飯田橋セントラルプラザ 16F(教室A)  
【講師】 倉阪秀史氏(千葉大学教授)  
【テーマ】 「容り法再改正に向けた今後の方向性について」

10月5日(月) 飯田橋セントラルプラザ(16F教室A)で、第2回学習会を開催しました。講師は、2004年夏の「容り法・改正市民案」づくりでもアドバイスいただき、同年冬に「条文・市民案」を作成いただいた千葉大学教授の倉阪秀史さんです。会場には、5年前の改正市民案づくりにも参加した方々や、新しく容り法のことを勉強し始めた方など、総勢、約40名ほどの参加となりました。

学習会ではまず、倉阪先生から当時の「条文・市民案」について簡単にレクチャーいただき、「「条文・市民案」のように法文化すれば、旧改正時においても、かなり良い法改正になったはずである」との観点から、現改正法の問題点についての指摘がありました。

例えば「再使用が盛り込まれていないこと」「上位方である循環型社会形成推進基本法(以下、「循環基本法」という。)の優先順位が基本方針に明記されていないこと」「標準費用という設計をすれば、既存システムでも一定の事業者負担を実現できた」等々。

さらに、倉阪先生は、先の法改正時の2006年6月7日、参議院環境委員会で参考人として意見陳述されたのですが、その時の意見表明と質疑の中での発言を核に纏められた小論に基づき、容り法のかかえる問題点について概説いただきました。

ポイントは以下のとおりです。

### 1. 目指すべき経済のイメージとは

循環(リサイクル)が目的ではない。「無駄な物を作らない」「一度作ったものは使い倒す」方向に合致した活動を行う企業が儲かるようにすることである。

### 2. 拡大生産者責任の重要性

今の経済のルールはそうっていない。無駄なものを作っても、使い捨ての製品を作っても、その処理費は税金で負担するので、目指すべき社会に反している。そのルールを変える必要がある。その時のキーワードが「拡大生産者責任」である。製品の設計を決める立場の生産者が廃棄物処理費を減らすことを真剣に考えるように、ルールを変えることがポイント。

### 3. 容り法改正の課題

先の改正時にルールを変えることが期待されたが、たいへん不十分な結果に終わった。特に2点が問題である。

- 1) 循環基本法の優先順位になっていない。とりわけ再使用についての施策が不十分。
- 2) 生産者を対象とした施策が不十分である。消費者の意識を変えると喧伝された「容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マイスター)」に、どれだけの効果があったのか。優先順位は、消費者の意識改革ではなく、経済のルールを変えることである。

各企業は使用量に応じて負担額が決まり、個別の努力が負担額に反映されるようなルールにしないと企業はやるき気をださない。

今回の法律は、このような方向でなく、再商品化費用総額を抑えようとする方向での改正を行っており、基本的に間違っているのではないか。

#### 4. その他の論点

目標数値の設定が不十分であること。これでは施策を検証できない。

#### 5. 次回の改正までに実施すべき点

##### 1) 拡大生産者責任への誤解の払拭

拡大生産者責任の制度は、企業の利潤を減らす制度ではなく、3Rに頑張っている企業が儲かるようにするしくみを作るための制度であることを理解してもらう必要がある。

##### 2) 再使用促進策の抜本的検討

使い捨て容器への課徴金やデポジット制度への誤解を解消する必要がある。

##### 3) 消費者に向けたルール化の検討・実施

わかりやすい、全国的なルールの設置が必要である。

以上、レジュメ「容リ法改正に求められていたもの」に基づきレクチャーいただきました。

講演の最後に、『抜本的な改正のためには、単に個別法である容器包装リサイクル法に留まらず、拡大生産者責任の理念などは、家電リサイクルや自動車リサイクルでも同様であり、上位法として循環基本法の改正も必要なのではないか。』との提言をいただき、その後、質疑、意見交換を行いました。

主な質疑、意見は以下のとおりです。

#### 【質疑】

Q. 目指すべき社会のイメージは共感するが、素材別のリサイクルをどう実現できるか？

A. 製品ごとに処理費を前払いするのは、材質や事業者の数を考えるとハードルは高いだろう。

Q. EPR（拡大生産者責任）の範囲はどこまでか？

A. (収集選別保管費用だけでなく) 最終的な廃棄処理費までと考える。

Q. (リユースは良いが) リサイクルはどんな手法が良いのか考える必要があるのでは？

A. 廃棄処理費を前払いすることで、最終的には廃棄処理費の発生しない社会、「モノを売らない社会」「効能を売る社会」サービサイジングを目指すべきである。この方向でリサイクルも変わるのではないか。

Q. 資源有効利用促進法でリユースを拡大できないか？

A. 課題は容器リサイクルだけではないので、大状況からすれば、循環基本法による統一改正で進めるべきではないか。

Q . 最近、いくつかの自治体でコストを算出しているが、これで経団連への回答になるのか？

容器包装のみのコストを算出することは難しく、また収集方法等の違いにより自治体によるバラツキが大きいので、一部自治体の数値では、事業者の納得する回答にはならない。

全国都市清掃会議では、多数の自治体調査から、事業者が分別収集しても最低限必要になるであろう「標準コスト」を算定した。が、先の法改正時には間にあわず、公表されていない。

Q . CO<sub>2</sub> 排出量 25%やピークオイルを視野に入れれば、改正の方向も変わるのではないか？

A . 前払いで上乗せするのは廃棄処理費だけでなく、環境コストも考えられる。私達が、どういう容器にしたいのかという理念が大切である。実際にも、収集選別費用の“実費”を上乗せすると考えるのではなく、どんな容器包装にしたいのか。誘導できれば良いのではないか。

Q . 大枠でゆくのか、容り法のみを改正を目指すのか、時間軸はどうか、事務局としては、どう考えているのか？これからの力としたいので、教えて欲しい。

国の動きとしては、来年に審議会が立ち上がる見込みなので、それに向けて勉強会を重ねている。どのような枠組みで改正運動を進めるかは、これから検討して提案したい。

#### 【意見】

処理費の前払制度に賛成する。

今のドイツでは、すべてDSDで資源化しているわけではなく、汚れたものは20%程度焼却している。このような最新情報も把握すべき。

塩ビを減らし、プラスチックそのものの使用量を減らすべき。

スタバのマイカップキャンペーンなどは、3Rを知らなくても若者の行動を変えるので、啓蒙活動も大事だが、経済のルールを変えることも重要ではないか。

連続学習会なので、単発の会にしないで、第1回、第2回の内容を第3回につなげていってほしい。

最後に、倉阪先生より、「条文市民案」を作成したように、今秋、循環基本法の改正法案作成口座を開設するので、関心のある方は参加して下さいと呼びかけがありました。

以上、先の法改正時を振り返りつつ、時間もオーバーしながら、活発な意見交換を行いました。

(文責 / 3R全国ネット事務局 : 山本義美)